

## 名桜大学研究倫理審査部会規程

(平成27年3月10日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学研究倫理に関する規程（以下「研究倫理規程」という。）

第11条第3項の規定に基づき、研究倫理審査部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(部会の開催)

第2条 各部会は、研究倫理規程第12条の規定に基づき、研究倫理審査委員長（以下「委員長」という。）からの審査の付託をもって開催する。

(組織)

第3条 各部会は、各学部長、研究倫理審査委員会委員を含み、各学部・各研究科から選出された教員で組織する。部会員の構成及び定数については、学部ごとに一任する。ただし、各研究科については、別に定める。

2 各部会は、必要があると認めるときは、臨時部会員の委嘱を部会長に求めることができる。

(任期)

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 部会員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第5条 各部会に部会長を置き、委員長が各部会員の中から指名する。

2 各部会に副部会長を置き、部会長が部会員の中から指名する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 各部会は、各部会長が招集する。

2 各部会は、部会員の定数の半数以上の部会員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、部会長は審査件数に応じて当該定数を設定できるものとする。

3 議決は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは各部会長の決するところによる。

4 審査対象となる研究に関わる部会員（研究代表者、研究責任者及び研究分担者）は、原則として当該研究の審査時には退席するものとする。

5 各部会においては、研究の申請者（研究代表者等）を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴取する。

6 各部会長が必要と認めた場合にはメール、持ち回り決裁等による審議を行うことができる。

7 各部会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(審議事項及び判定)

第7条 各部会は、第1条の趣旨に基づき、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究における倫理のあり方に関わる基本的事項について調査し、審議する。
  - (2) 研究者から申請された研究等に関わる研究計画書の倫理上の審議を行う。
- 2 前項に係る倫理審査の判定については、研究倫理規程第10条第2項を適用する。  
(審査する研究の対象)

第8条 各部会は、前条について次の各号の審査を行う。

- (1) 研究倫理規程第2条第2号の研究者の研究を倫理審査の対象とする。ただし、学部学生及び専攻科学生の研究は、当該学生が在籍する学科等の倫理審査に付し、本規程の倫理審査の対象外とする。
  - (2) 委員長からの付託により、他の研究機関からの依頼のある研究についても倫理審査の対象とする。
- (審査手続き)

第9条 研究実施者は、「研究倫理審査申請書（別紙様式第1号）」に、または研究計画の変更が生じた場合「研究計画変更届（別紙様式第1号その②）」に、必要書類を添えて委員長に提出する。

2 研究実施者は、「研究倫理審査申請書」等の提出については委員会の定める期日を遵守するものとする。

3 研究倫理審査の手続きについては、別途資料（審査の流れ）を参照する。

(審査結果の報告)

第10条 各部会は、倫理審査の審査結果を別紙様式第2号により審査後1週間以内に委員長に報告する。

(公表)

第11条 第6条第7項の記録は、各部会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に関わる部分については、その研究実施責任者の同意を得るものとする。

(庶務)

第12条 各部会の庶務は、地域連携研究推進課において処理する。ただし、学生に関する倫理審査の庶務は、教務課とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究倫理審査委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月13日）

この規程は、令和3年9月13日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

附 則（令和4年3月18日）

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年8月23日）

この規程は、令和4年9月1日から適用する。

附 則（令和5年2月6日）

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年12月18日）

この規程は、令和6年12月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。